松江市庁舎等管理業務委託に係る最低制限価格制度実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、松江市の発注する庁舎等管理業務委託に係る入札を執行するにあたり、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の１０第２項（令第１６７条の１３において準用する場合を含む。）の規定に基づく最低制限価格制度を実施するにあたり必要な事項を定める。

（適用対象業務）

第２条　この要領において、最低制限価格制度を適用する委託業務は、次の各号に掲げるものとする。

⑴ 庁舎等建物清掃業務

⑵ 庁舎等警備員警備業務

（最低制限価格の設定）

第３条　最低制限価格は、当該委託業務に係る予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とし、予定価格調書に記載するものとする。

⑴ 直接人件費の額

⑵ 直接物品費の額

⑶ 業務管理費の額に１０分の３を乗じて得た額

⑷ 一般管理費の額に１０分の３を乗じて得た額

⑸ ⑴から⑷以外の経費の額に１０分の８を乗じて得た額

（入札に参加しようとする者への周知）

第４条　適用対象業務に係る入札公告（指名競争入札の場合は、入札仕様書）に、最低制限価格を設けている旨を明記する。また、最低制限価格を下回る入札を行った者は、最低価格の入札者であっても落札者とならないことを明記する。

（入札の執行）

第５条　予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

２　前項において落札者とすべき者がいない場合は、再度の入札を行う。

３　最低制限価格を下回る価格で入札した者は失格とし、次回以降の入札に参加できない。

４　再度入札回数は、２回とする。

５　第１項の規定により、最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合は、くじ引き（電子入札にあっては電子くじ）により落札者を決定する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和９年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　第２条各号に規定する委託業務に係る入札に関し、必要な行為は、この要領の施行日前においても行うことができる。